

住宅耐震改修工事をされる方・された方へ

平成28年度4月改訂版

豊明市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱及び非木造住宅・建築物耐震改修費等補助金交付要綱の適用を受け住宅耐震改修をした場合、所得税額の控除及び固定資産税額の減額措置がされる場合があります。適用を受けるためには、「住宅耐震改修証明書」を税務署へ、「固定資産税減額証明書」を豊明市税務課へ提出してください。

【所得税額の控除の概要】

個人が、平成27年4月1日から平成31年6月30日までの間に、自ら居住の用に供する昭和56年5月31日以前に建築された住宅（現行の耐震基準に適合しないものに限る。）について、豊明市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱及び非木造住宅・建築物耐震改修費等補助金交付要綱の適用を受け住宅耐震改修をした場合に、住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額（※1）の10%に相当する額（ただし25万円（※2）を上限）を所得税額から控除することができます。

※1. 住宅耐震改修に掛かる耐震工事の標準的な費用の額

住宅耐震改修に係る工事の種類ごとに単位あたりの標準的な工事費用の額として定められた金額に、その住宅耐震改修に係る工事を行った床面積等乗じて計算した金額から、補助金の額を控除した金額

※2. 住宅耐震改修に要した費用の額に含まれる消費税額等（消費税額及び地方消費税額の合計額）のうち、消費税率の引上げ後の8%または10%の税率により課されるべき消費税等が含まれていない場合は、当該上限が20万円となります。

この所得税額の特別控除は、都市計画課が証明する「住宅耐震改修証明書」等を添付して**確定申告を行った場合に限り適用するもの**とされています。

【固定資産税額の減額措置の概要】

豊明市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱及び非木造住宅・建築物耐震改修費等補助金交付要綱の適用を受け住宅耐震改修をした場合、当該住宅に係る固定資産税額（120㎡相当分まで）を以下のとおり減額するものです。（工事費50万円以下は対象外）

平成27～29年度に耐震改修が完了した場合：翌年度分（1年間）1/2に減額

この固定資産税額の減額措置は、耐震改修が完了した日から3か月以内に、都市計画課が証明する「固定資産税減額証明書」を、税務課に提出する必要があります。

また、地震保険における耐震診断割引の適用を受ける場合は、これらの証明証の写しが必要で、必ずコピーを取っておいてください。

問合せ先：都市計画課

電話 0562(92)1114